

2024年度 事業計画

特定非営利活動法人

町田市学童保育クラブの会

－ 国・町田市における学童保育をめぐる動き －

<国の動き>

全国で学童保育は2023年5月1日現在、2万4,493か所（前年比79か所減）、利用児童数は、140万4,030人（前年比5万5,908人増）でした。（厚生労働省 放課後児童クラブ実施状況調査より）少子化や学校の統合、コロナ禍の影響で施設数・「支援の単位」を減らしている地域も見られます。入会児童数は、どの学年でも前年比で増加しています。一方、利用継続を希望しているにもかかわらず、整備が追いつかないことから、2年生でも入会できなくなっている地域があります。

2023年4月にこども家庭庁が発足されました。2023年末に「こども大綱」「こども未来戦略」「こどもの居場所づくりに関する指針」があいついで閣議決定され、2024年度予算案に「運営費における常勤職員配置の改善（放課後児童健全育成事業）」が予算計上されました。

こども家庭庁が行った調査では、2023年5月1日現在の学童保育クラブの登録児童数は前年比6万6,226人増でした。この調査では、初めて同じ年の10月1日時点での実施状況も調べており、約5万8,000人が年度途中で退会していることがわかりました。こども家庭庁は「年度前半や夏季休業中のみの学童保育クラブの開所支援のあり方を検討する」としており、注視していく必要があります。

国はこれまで、「放課後子ども総合プラン」（2014年7月）、「新・放課後子ども総合プラン」（2018年9月）を策定し、「学校施設の徹底活用」で学童保育を増やす方針を示してきました。2023年12月に「放課後児童対策パッケージ」について、地方自治体に通知を発出しました。放課後児童対策の一層の強化を図るため、2023～2024年度に予算・運用等の両面から集中的に取り組むべき対策として、このパッケージがとりまとめられました。待機児童の解消のために必要なこととして、「放課後児童クラブを開設する場の確保」「放課後児童クラブを運営する人材の確保」「適切な利用調整（マッチング）」があげられています。

<町田市の動き>

町田市は2023年8月に学童保育クラブにおいて、子どもに適切な遊び及び生活の場を確保し、健全な育成を図るとともに、子どもの最善の利益を考慮した育成支援を継続していくため、新たな学校づくりを契機として、『町田市学童保育クラブの施設整備及び管理・運営方針』を策定しました。

現状から考える課題として以下について記載されています。

（1）育成スペースについて

2023年4月1日時点の入会待ち児童数は0人だったが、市内42クラブ中、19クラブにおいて育成スペースが点在・分散^{注1}しています。また、利用者一人あたりのスペースについては、出席状況を加味しない施設の定員ベースで国等の基準を十分に満たす施設は17クラブにとどまっている状況です。今後、新たに学童保育クラブを整備する際には、利用者一人あたりの基準を十分に満たすとともに、クラブ運営において安全管理のリスクを低減するため、育成スペースを集約することが求められています。また、運営指針で示されているとおり、屋外遊びがしやすい低層階での整備が望ましいと考えます。

注1 点在・分散：入会数の増に合わせてスペース拡張しているため1箇所を集約できていない状況

（2）児童の発達に応じた設備や機能の充実

2021年4月から高学年児童の受け入れを開始し、トイレの男女別化改修工事の実施^{注2}や、年齢や発達に応じた図書及び玩具を新たに購入するなど育成環境の改善に取り組んできました。一方、高学年児童の入会数は受け入れを開始して以降、増加傾向が続く見込みであることから、今後は、児童の発達に応じた育成支援や環境整備のさらなる充実が求められています。

注2：2023年8月時点で、市内42クラブのうちトイレの男女別化工事を実施した施設は41クラブ（2023年度実施予定を含む）。未実施の1クラブについては、同クラブ内で使用できる2か所のトイレのうち1ヶ所で男女別化できている状況。

2025年度に学校及び学童保育クラブの統合が本町田地区・南成瀬地区で開始されます。そのため、2024年度に成瀬学童保育クラブ（そよかぜクラブとなんなるクラブ）本町田ひなた学童保育クラブ（本町田クラブ、本町田東クラブ）の指定管理者の選定が行われます。また、2022年度に策定された『まちだの中学校給食センター計画』では、「地域の健康増進」と「地域経済の活性化」につながる取り組み例として、学童保育クラブへの配食を掲げています。2024年度途中より、中学校の給食センターが順次、開始されるため、注視していく必要があります。

<法人の動き>

町田市の指定管理者制度の指定管理期間は5年を基本としています。2024年度の指定管理者募集への応募については、法人の状況、町田市の動向等を踏まえ判断していきます。

保育理念である「子どもは地域の中で見守られながら育つ」「地域の子育てネットワークづくりに貢献する」といった考え方を大切にし、学童保育事業を中核としながら地域の子ども達を視野に入れた事業展開をめざします。

第6期中期計画（2024～2026年度）において、法人として実施するべき活動の方向性を定めます。中期計画の具体化に関しては、法人の事業計画において到達点や課題を明らかにし、その都度、必要な見直しを図ります。

<第6期 中期計画 目標>

- ①子どもへの支援の在り方を見直す。
- ②保護者への支援の在り方を見直す。
- ③町田の学童保育・子育て支援事業の充実を図る
- ④法人の質的強化をすすめる。

参考資料：全国学童保育連絡協議会 発行 「学童保育情報」2023－2024
町田市新たな学校づくり推進計画
町田市学童保育クラブ施設整備及び管理・運営方針

I. 事業概要

1. 法人事業

1) 基本理念

地域における子育て支援事業を通し、以下のことを目標とする。

- (1) 子ども達が健やかに成長できる地域
- (2) 子どもの発達を保障し最善の利益を尊重する子育て環境づくり
- (3) 子どもと家庭を見守り、支えあえる地域
- (4) 子ども・保護者・市民が相互に交流し、理解とふれあいを深める環境づくり
- (5) 市内の子育て支援ネットワークの一員として地域に貢献する

法人理念の「子どもたちが自ら発達していく力を信じて、輝く瞳と笑顔の絶えない保育を目指す。」また、「子どもたちが仲間たちと地域の中で育つとともに、大人が育ちあうことで、子どもたちと保護者が孤立した子育ての中で心を痛めることのない、地域のネットワークづくりを目指す」ことは、SDGs で掲げている 1. 貧困をなくそう 3. すべての人に健康と福祉を 5. ジェンダー平等を実現しよう 10. 人や国の不平等をなくそう 16. 平和と公正をすべてのひとに の目標に通じている。今後、SDGs の目標と法人理念を照らし合わせながら、子どもたちの健やかな成長、地域のネットワークづくりに貢献していく。

2) 基本事業

- (1) 子育て支援事業
 - ①乳幼児の子育て支援事業（ぷちくれよんひろば）
 - ②子どもの居場所づくり事業（ロケットキッズ）
- (2) 子育て支援事業に関する調査・研究活動
- (3) 啓発活動および情報提供
 - ①広報紙「くれよん」の発行
 - ②ホームページによる情報提供
 - ③その他必要な事項

3) 個人情報保護

- (1) 個人情報の適正な管理
- (2) 開示等の請求があった際には児童青少年課に報告し対応する。
- (3) 職員教育の徹底

4) 苦情解決

法人の苦情解決制度による適正な運用

5) 内部統制

監事による法人事業全般に関する適正な監査の実施

2. 学童保育事業

1) 事業の目的

保護者の就労等により放課後の保育を必要とする小学生の生活を保障し、異年齢の子ども集団の中でその心身共に豊かな発達を保障することをめざし、あわせて地域における「子育て支援」の一端を積極的に担う。

2) 事業の運営方針

- (1) 保護者と職員が力をあわせ、子どもによりよい環境をつくる
- (2) 保護者が安心して働くことができるよう、保育の充実をめざす
- (3) 子育て支援を担う福祉施設であることを自覚し地域に開かれた学童保育をめざす
- (4) 安全に十分配慮した適正な施設管理の徹底を図る

3) 事業の運営形態

町田市学童保育クラブ設置条例に基づく指定管理者として、協定により運営を行う。う. どん子クラブについては、一部委託契約となる。

4) 利用対象者

- (1) 利用対象者
 - ①町田市の条例等の定めにより入会を許可された児童
 - ②町田市の要項に定める緊急一時保護を要する児童
- (2) 定数
町田市との協定による児童数
- (3) 利用期間
年度ごとの利用申請とする

5) 施設の名称および所在地

名 称	所在地	備 考
大蔵学童保育クラブ	大蔵町286	大蔵小学校内
大戸のびっ子学童保育クラブ	相原町3865	ゆくのき学園内
金井学童保育クラブ	金井ヶ丘1-30-2	金井小学校内
高ヶ坂けやき学童保育クラブ	高ヶ坂6-7-1	高ヶ坂小学校内
函師学童保育クラブ	函師町239-19	函師小学校内
そよかぜ学童保育クラブ	成瀬7-11-1	南第二小学校内
つくし野学童保育クラブ	つくし野2-21-11	つくし野小学校内
鶴川学童保育クラブ	鶴川6-5	鶴川第三小学校内
どろん子学童保育クラブ	金森東3-22-24	南第四小学校隣接
どろん子学童保育クラブ(分室)	金森東3-21-1	南第四小学校内
なかよし学童保育クラブ	忠生3-10-2	忠生小学校内
成瀬中央あおぞら学童保育クラブ	成瀬2-8	成瀬中央小学校内
南大谷学童保育クラブ	南大谷811- 1	南大谷小学校内
わんぱく学童保育クラブ	小川3-10- 1	小川小学校内

6) 児童定数および職員配置

2024.3.13 現在

	児童定数	支援の単位	障がい児	正規職員	非正規	非常勤職員
大蔵	175	4	0	4	2	2
大戸のびっ子	45	1	0	2	1	0
金井	131	3	2	3	2	1
高ヶ坂けやき	77	2	0	3	0	1
図師	120	3	1	3	2	1
そよかぜ	97	3	1	4	1	1
つくし野	129	3	1	3	2	1
鶴川	106	3	0	3	2	1
どろん子	196	5	9	5	3	2
なかよし	111	3	3	4	1	1
成瀬中央あおぞら	90	2	0	3	0	1
南大谷	163	4	3	4	2	5
わんぱく	90	2	0	3	0	1
事務局				4	0	0
	1,530	38	20	48	18	18

7) 事業内容

- (1) 学童保育事業
 - ①保護者との協働による保育の実施
 - ②施設維持・管理業務
 - ③事務に関する業務
 - ④苦情解決に関する業務
- (2) 学童保育の啓発活動
 - ①クラブ通信の発行
 - ②ホームページによる情報提供
- (3) 関係機関、団体との連携
- (4) 利用者アンケートの実施

8) 指定管理者制度

指定管理期間	クラブ名
2024年度まで	大戸のびっ子、そよかぜ
2025年度まで	金井、鶴川、どろん子、南大谷
2028年度まで	大蔵、高ヶ坂けやき、図師、つくし野、なかよし、成瀬中央あおぞら、わんぱく

Ⅱ. 法 人 事 業

1. 組織運営

1) 理事会

法人の事業計画および予算の作成、人事に関する決定を行い、円滑な運営および経営に責任を負う。必要に応じて理事懇談会を開催し、法人組織のあり方の検討を行う。

2) 事務局

法人の業務を円滑に実施するため、事務を処理し定款の定める事業を推進する。人材育成として職員研修を実施し、人事考課制度の適正な運用を図る。

3) 各種委員会

名 称	内 容
運営委員会	法人組織運営、事業全般に関し、理事と施設責任者の職員で業務執行状況の確認および調整を行う。定期的開催することで、法人組織内の重要事項の伝達等を行う。
調査研究委員会	テーマに沿った内容を研究し方向性を検討する。支援員とテーマに興味のある保護者で構成し、保護者の意見を取り入れながら、ともに検討する。
人事委員会	雇用する職員の人事関係全般に関する事務を取り扱う。
苦情解決委員会	事業全般に対する苦情について、適切な対応を行うことにより、法人事業の利用者の権利を擁護し、事業の迅速な改善を図る。

4) 職員の諸会議

(1) 正規職員全体会

情報共有および人材育成を主な目的とし、年3回開催する。

(2) プロジェクト・課題別の会議

正規職員が中心となり、諸課題に取り組む活動を行う。

2024年度は、①ぶちくれよんひろば②ロケットキッズ③広報紙「くれよん」発行④保護者と支援員の学習会⑤業務改善プロジェクトに取り組む。

(3) プロジェクト・担当者的会議

各プロジェクト、担当者の代表と施設責任者が、それぞれのプロジェクト、担当の進捗状況、課題等の確認を行うために、月に1回開催する。

2. 人財確保

1) 人財確保

国の示す職員配置基準を守るため、採用フローの見直しを行い計画的な人財確保を行う。

(1) 大学訪問

近隣の大学を中心に卒業した職員と共に事務局が訪問し、大学関係者と情報交換を行う。また、新卒の学生に向けた情報提供を行う。

(2) クラブ見学の受け入れ

入職を考えている方を対象にクラブ見学の受け入れを積極的に行う。

(3) インターンシップの受け入れ

制度を導入し、近隣大学から依頼があった際には積極的に受け入れを行う。

(4) 就職説明会

社会福祉協議会主催の「福祉の仕事」(就職説明会)、ハローワーク新卒者対象就職説明会に参加し求人活動を行う。

- (5) 法人ホームページの活用
「支援員の仕事内容」「クラブ見学」「インターンシップ受け入れ」等をホームページに掲載し、情報提供を行う。
- (6) 退職者へのジョブリターン制度の周知を行う。

3. 人的安定性

1) 人的安定性

- (1) 職員のフォローアップ
振り返りシートを活用し、定期的に施設責任者が職員面談を行う。また、事務局による各クラブへの巡回指導を年1回以上行い、保育内容の質の向上、業務標準化等に関する指導・相談を行う。また、その際に職員面談を実施する。
退職後、職場復帰した職員に対して、月に1回、面談を行い復帰プログラムの進捗状況を確認する。
- (2) メンタルヘルス外部相談窓口
東京メンタルヘルス株式会社が行っている「メンタルヘルスサポートネット」を利用し、年2回のセルフチェック実施と職員のメンタルヘルスカケアを行う。また、新規採用職員に対しセルフケア講習、および管理者むけのラインケア講習等、適宜実施していく。
- (3) 育児休業相談担当者を設置し、仕事と家庭の両立を支援する。
- (4) メンター制度導入に向けた調査を行う。

2) 人財育成

基本的な考え方

法人理念および専門性に基づく次世代の職員を育成し、人事体系の確立を図る。

- (1) 利用者（子ども・保護者）の立場にたった保育サービスを提供できる職員の育成
- (2) 法人理念を理解し、社会的に求められる役割を果たすことができる職員の育成
- (3) 職場の課題解決に積極的に取り組む意識および能力の向上
- (4) 自己啓発の奨励・促進
- (5) 町田市学童保育クラブ研修基本方針を参考に研修計画を策定する。

(1) 教育プログラム

- ①階層別に、常勤職員の日常業務に関する教育プログラムにより、各階層で身につける専門知識の体系化を図る。また、実技研修を行い実践に活かす。
- ②職員のキャリアアップに沿った研修計画を立て受講させる。
- ③東京都社会福祉協議会の講師派遣制度を活用する。
- ④常勤職員はステップアップシートを活用し、目標と行動計画をより明確化することで、一人ひとりのスキルアップにつなげる。
- ⑤人事考課に基づくフィードバック面接を定期的に行う。
- ⑥課業一覧に基づき、職員のOJTを進める。

(2) 研修 (常勤職員)

区分	種類	備考
法人内研修	階層別研修	初任者 ①法人理念、ビジネスマナー ②個人情報 ③記録の取り方(1) ④苦情解決((1)様式・対応) ⑤保護者との関わり ⑥メンタルヘルス
		中堅者 ①子育て支援 ②集団づくり ③記録の取り方(2) ④実践検討 ⑤苦情解決((2)保護者対応) ⑥保護者会支援(1)(2) ⑦OJT担当者((1)基礎編)((2)実践編) ⑧福祉サービスの組織性(初級)(中級) ⑨人事考課((1)人材育成編)
		2等級 ①人事考課者((2)実施要項編) ②ハラスメント(2等級以上)
		3等級以上 ①人事考課者((3)指導記録)((4)評価・育成面談) ②ラインケア研修
	交換研修 (クラブ間研修)	クラブ間の保育実践交流および保育の質向上を目的とし実施
	全階層	理念と実践、保育に関する実技
職場外研修	町田市放課後児童支援員資質向上研修	年8回
	東京都放課後児童支援員資質向上研修	経験年数5年以上の支援員対象
	全国学童保育指導員学校 全国学童保育研究集会	全国学童保育連絡協議会主催の研修
	関係諸機関による研修	子ども家庭支援センター
	福祉職員職務階層別研修	東京都社会福祉協議会主催の研修会
	その他	人材育成・組織運営マネジメントに関するセミナー、ボランティアコーディネーター等
	事務局研修	NPO法人組織運営に関するセミナー 組織運営マネジメントに関する研修 労務管理等の実務講座
資格取得	放課後児童支援員	初任者
	防火管理者講習	初任者
	普通救急救命講習	初任者
	上級救急救命講習	中堅者
	衛生推進者養成講習	管理者

(3) 職場内教育

支援員会議等の中で以下の学習会を開催する。

月	内容	月	内容
4	学年別年間保育計画・食品の取り扱い	9	安全管理・危機管理
5	リスクマネジメント・個人情報の取り扱い	10	苦情解決
6	保育理念文書	2	アレルギー対応
7	保健・衛生管理		

(4) 非常勤職員研修

年2回、全非常勤職員対象に教育を行う。テーマによってオンラインで開催する。また、入職時に正規職員の内定者研修の一部を録画しオンデマンド研修を受講する。クラブでの支援員会議は録画し、欠席者には会議録と共に録画を視聴する時間を保障し、全支援員が共通理解のもと保育にあたるようにする。新規採用者を中心に「放課後児童支援員」の研修を受講する。

4. 啓発活動

法人全体の取り組みや課題、学童保育をめぐる状況、各クラブの様子等を伝え、情報発信およびコミュニティーづくりとして広報活動を行う。また、学童保育を利用する保護者や職員、地域の関係機関にむけ、学童保育をめぐる動きや課題等の情報提供および交流を目的とした啓発活動を行う。

1) ニュース発行

- (1) 広報紙「くれよん」 年6回発行
学童保育クラブ在籍家庭、市内の子どもに関わる機関、団体へ「くれよん」を配布する。各クラブ・保護者・外部団体へ記事依頼を行い、情報発信をする。保護者へ記事依頼をすることで保護者の声を広報紙に載せていく。9月発行日については記事の充実を図るため9月15日発行から9月25日発行に変更することとする。保護者会役員から発行回数、情報量、記事内容、紙媒体での配布について等の聴取した意見を基に、検討を行っていく。
- (2) 「ぷちくれよんだより」 季刊発行
ぷちくれよんひろば利用者、子ども子育て支援連絡会等、関連機関、学童保育クラブ在籍家庭に子育てに関する情報提供を目的に「ぷちくれよんだより」を発行し、利用者へ配布する。

2) ホームページの充実

- (1) 「お知らせ」ページを活用し、法人からの情報だけでなく、学童保育クラブ、イベント情報、求人・ボランティアについての新着情報をリアルタイムに発信していく。
- (2) 法人の組織や活動、および学童保育に関する情報発信を行う。
- (3) 各クラブの基本情報を保護者へ提供する。
- (4) ぷちくれよんひろば・ロケットキッズのページに、実施予定内容、活動紹介、満足度調査の結果等を掲載する。
- (5) 事務局がボランティア受入れの窓口となり、各クラブ・ロケットキッズ・ぷちくれよんひろばの担当者より希望の活動内容や日程等の希望を確認し、募集状況を掲載する。
- (6) 求人案内に「支援員の仕事内容」「クラブ見学」「インターンシップ受け入れ」等のページを新設し、掲載する。

3) その他

- (1) 10月以降に実施される就学時健診にむけて案内チラシを配布。
- (2) 学童保育月刊誌「日本の学童ほいく」の普及を図る。

5. 子育て支援事業

1) 緊急一時保護

「町田市学童保育クラブ緊急入会事務要項」に基づき、町田市より緊急一時保護児童の受け入れの依頼があった場合、各クラブの定数、入会日にかかわらず受け入れを行う。

2) 通所支援事業

「町田市学童保育クラブ通所支援に関するガイドライン」に基づき、町田の丘学園に在籍する児童の通学バス停までのお迎え事業を行う。

3) ふちくれよんひろば事業

目的	地域の乳幼児とその保護者への遊び場の提供および交流
実施クラブ	5クラブ(大蔵、なかよし、どろん子、そよかぜ、南大谷)
時期	月2～3回(4・8月は除く)・水曜日開催
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・施設開放、および工作・ふれあいあそび等の企画の実施 ・地域の公園等を利用して屋外の企画を実施 ・地域子育て相談センターとの連携を図り、地域子育て支援連絡会に出席
利用者満足度調査	毎月の企画アンケートで実施する。
広報活動	<ul style="list-style-type: none"> ・学童クラブ前での宣伝(掲示板の設置) ・法人ホームページへ掲載 ・町田市子育てひろばカレンダーへ掲載 ・チラシの配布(乳幼児が利用する施設、店舗、学区の小学校・外部会議先—地区委員会等) ・季刊紙ふちくれだよりを学期毎に発行し法人クラブの全家庭に配布 ・各地区子育て相談センターにマイ保育園推進訪問時にチラシの配布を依頼

4) にじいろキッズ事業

2024年度4月の春休みに空き待ちとなった児童が出た際に、その児童を対象に、にじいろキッズを開催するか理事会で検討する。

5) ロケットキッズ事業

目的	<ul style="list-style-type: none"> ・町田市の高学年の居場所作り ・高学年の自主的な参画・体験活動を支援する ・将来的には町田市の子どもたちの居場所作り・異年齢の繋がる場にしていく。
対象者	法人運営学童保育クラブにて、3年生3月末まで利用していた児童・4年生以上で利用していた児童・前年度ロケットキッズを利用した児童
時期	時期:6月の土曜日(1日)・12月の土・日曜日(1泊2日)
内容	<p>内容:子どもたちが主体的に活動を作るプログラム実現を最終目標として段階的に進めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月は、こどもの国でピザ作りなどを行い交流し、12月の企画内容について子どもたちと考える。 ・12月は1泊2日でキャンプを行い、企画を実現していく。

6. 保護者会活動への支援

法人理念の「子どもは地域の中で見守られながら育つ」を柱に、学童保育を通じて「地域で知り合いができた」と実感できるよう子育てを通じて繋がり協力し合う関係を築けるよう、保護者及び保護者会活動を支援する。

1) 保護者会との懇談会の充実

保護者会活動の本来の目的や意義に対して、共に考える機会を設けるとともに、事前に各保護者会が疑問に思っていること、他保護者会に聞きたいことなどのテー

マを募り、双方で考える場を設けることで懇談内容を充実させる。また、法人事業、学童保育事業の報告を行い、意見を求める場とする。各クラブ保護者会の相互の連携を深め、交流を図るとともに身近な子育て支援の輪を広げるため、懇談会は対面で開催し、地区別や児童数の規模でのグループ懇談も検討し、懇談会をより充実した場とする。

2) 保護者と共に学び考える場を

学童保育クラブを利用する保護者と職員また地域の方が共に子どもの人権と発達について学び合うために学習会を開催する。本年度は昨年度のアンケートより「SNS」または「思春期」に関連するテーマを取り上げ行い、子育ての向き合い方や悩みの解決につながるものにする。またオンラインを併用し、より多くの方が参加しやすい方法を検討する。

3) その他

職員有志で保護者と支援員の交流ソフトボール大会実施に向け、準備をする。

7. 関係団体・機関との連携

1) 行政との連携

指定管理者として、行政と必要な事項の協議および連携を行う。

2) 学童保育に関する団体との連携

町田市の学童保育における共通課題について、情報の交流および連携

(1) 町田市学童保育クラブ父母会連絡協議会（父母連協）

(2) 町田市学童保育を考える会（考える会）

(3) 町田市学童保育運営者協議会

市内で学童保育クラブを運営する法人でつくる「町田市学童保育運営者協議会」に参加し、情報交換を行う。必要に応じて、学童保育事業に関する共通の課題を行政と協働し改善することを目的に、意見交換を行う。

3) 子どもに関する事業を行う団体・法人との連携

町田市内の諸団体・NPO 法人と交流を図り、新たな共催イベントの検討、ノウハウの情報交換を行う。

8. 苦情解決

法人苦情解決制度に基づき設置された、苦情解決委員会を定期的で開催し、保護者および地域から寄せられた苦情に対し迅速・誠実に対応するとともに、改善・向上のための検証を行う。また、学童保育事業に関する苦情内容は、行政に速やかに報告し、内容によっては連携して解決を図る。

9. 学童保育の充実にむけた取組

学童保育の充実のための課題に対し、諸団体と連携する。

1) 施設の狭あい化

児童数の増加により狭あい化している施設の課題を解消するために、必要に応じて町田市との協議および懇談を行う。

2) 学校統合に伴う学童保育クラブ

町田市では、「まちだの新たな学校づくり」として、2025年度より小学校の統合が始まる。学童保育クラブについては、現在と同様に1小学校区1クラブとなる。これに対し町田市運営者協議会とも連携し、必要に応じて町田市との協議および懇談を行う。2025年度は、そよかぜ学童保育クラブとなんなる学童保育クラブ（町田市社会福祉協議会）が統合されるため、児童と保護者が継続して安心して学童保育クラブを利用できるよう町田市社会福祉協議会と連携を図る。

10. その他

1) 労働安全衛生の推進

職員の健康を確保するため、法令に基づき労働安全衛生の推進を図り、計画的に「安全衛生推進者」の資格取得のための講習を受講する。過去に起きた労働災害の案件について検証し、労災防止に努める。

2) 震災で被災した学童保育への支援金の取組み

2024年1月の能登半島地震を受け、東日本大震災から行っている支援金活動を継続し、1月を支援金取り組み月間とし、全国学童保育連絡協議会が実施している「東日本大震災学童保育募金」および「自然災害学童保育支援募金」に引き続き協力を行う。被災地の状況を全国学童保育連絡協議会を通じて把握し、広報紙くれよん、クラブ通信等で被災地の報告等を行うなど、支援を広く呼びかける。

3) 法人基盤の強化

- (1) 地域の子育て支援を開始するための新事業の調査研究を行う。
- (2) 会の目的に賛同する会員を増やし、会を支えるとともに、学童保育運動の発展を図る。
- (3) 就業規則等、諸規定の整備改定をすすめ法令遵守に努める。

Ⅲ. 学童保育事業

1. 保育基本理念

「倫理綱領」「倫理綱領に基づく行動指針」「保育実践のガイドライン」「学童保育所保育指針」等、保育理念に関する法人諸規定に基づき、保育方針を定める。

2. 保育の目的

児童福祉法に基づき、保育が必要とされる小学校児童の豊かで安全な生活の場を築くことによって、児童の心身の発達を支援する。

1) 保育目標

- (1) 命や自然を大切にすることを育む
- (2) 自立（律）する力をつける
- (3) 子ども同士の関わりの中で自己肯定感を育む
- (4) 健康な体と豊かな感性をもった心を育む
- (5) 自分の考えを表現できる力をつける

2) 保育基本方針

- (1) 児童を健やかに育てるため、保護者と職員が協力し、「共育て」を行う
- (2) 豊かな感性と人間らしさが育つよう、良質な文化と自然体験を児童に保障する
- (3) 子どもが身近な活動を通して社会に関心を持つよう、保育の中で取り入れていく。
 - ①子ども会議（皆が安心して気持ちよく生活できるように）
 - ②平和に関するお話会
 - ③「みちピカ町田」の活動に参加し、地域の清掃活動を行う。
 - ④町田市3R推進課の出前環境講座を受けエコ活動に取り組む。

3. 組織運営

1) 職員会

(1) 施設責任者会議

毎月、法人の業務を円滑に実施するためクラブ間および事務局との連絡・調整を行う。また、施設責任者は運営委員会に出席し、法人組織運営に関する業務執行状況の報告および調整を行う。

(2) ブロック会議

13クラブを4～5クラブずつの3ブロックに分け、毎月、ブロックごとに「ブロック会議」を開催し、情報共有および業務標準化を図る。

4. 関係団体・機関との連携

1) 行政との連携

- (1) 地域子育て支援ネットワーク連絡会に参加し、児童虐待防止および地域の子育て支援に関する連携を図る。
- (2) すみれ教室等、地域の子育て支援に関する諸機関との連携を図る。
- (3) 町田市教育センターが主催する「特別支援学校連絡協議会」に参加し、特別な支援が必要な児童の保育・療育等に関する連携を図る。
- (4) 「放課後子ども教室（まちとも）」を運営する運営協議会との協力・連携を図る。あそび方のルール、ケガやトラブルなどの情報を共有する。また、緊急時対応

ガイドラインの確認を行う。

5. 保育の質の向上

1) 児童の安全対策

支援員の事故防止対策に対する知識を身につけ、児童への安全指導が適切に行えるよう、昨年度の事例を振り返る。ブロック会議等で事故防止対策の報告を行い、必要に応じてマネージャーが指導、助言する。

2) 保育実践の報告会

保育実践の交流を、正規全体会の際にクラブごと、またはグループに分かれディスカッションする時間を設け、お互いの実践を振り返り学ぶ場を設ける。

3) 保育に関する自己点検

研修等の際に振り返りシートを活用し、全支援員が自身の保育について振り返り保育の質の向上に努める。研修担当者は、振り返りシートの項目を意識し盛り込んだ研修内容とする。

6. 安全計画

児童の安全を確保するため、安全計画に基づき以下の取り組みを行う。

1) 児童への健康指導・安全指導

健康指導	手洗い・うがいの習慣を身につける。正しく手洗いができているか年に2回以上、手洗いチェッカーを使用し指導する。また、感染症対策としてマスクの着用、食事のマナーを指導する。
安全指導	学区の通学路マップ等を使い、年に3回(4、7、2月)交通安全指導を行う。
	年度当初に、施設内外の危険箇所、遊具の使い方や遊び方に関する指導を行う。

2) 食物アレルギー・熱性けいれん・てんかんの対応

(1) 食物アレルギー

「学童保育クラブ食物アレルギーの手引(町田市)」、「食物アレルギー対応マニュアルおよびチェックリスト」をもとに、日常の食品管理は専用のケースで行い、おやつ提供時の事故防止対策を徹底する。食物アレルギーをもつ児童の家庭と年度ごとに面談を実施し、個別対応プランを立て、プランに基づきおやつ等の提供を行う。

(2) 熱性けいれん・てんかん

熱性けいれん・てんかんをもつ児童の家庭と年度ごとに面談を実施し、発作が起きた際にはチェックシートと座薬の挿入に関する意見書、同意書兼依頼書をもとに対応する。対象となる児童の在籍の有無に関わらず、年度当初にアレルギー、熱性けいれん・てんかんの対応について支援員教育を行う。

3) 防災・不審者対応

(1) 火災事故防止

全クラブに防火・防災管理者を配置し、消防計画をもとに適切な訓練等を行う。また、火災防止のため、チェックリストを基に毎日、点検を行う。法定の消防設備保守点検が義務付けられている施設は、年2回点検を受ける。

(2) 児童・職員の訓練

「町田市学童保育クラブ防災・不審者対応マニュアル」に基づき、自然災害時や不審者対応等の訓練を毎月行う。また、職員教育として警察署、消防署職員による訓練をそれぞれ年1回、実施する。町田市の土砂災害・洪水ハザードマップで危険箇所となっているクラブ（大蔵・大戸のびっ子・金井・そよかぜ・成瀬中央あおぞら・南大谷・わんぱく）は、1学期に訓練を実施する。「放課後子ども教室（まちとも）」を運営する運営協議会と合同の避難訓練（地震・不審者等）を企画提案し実施する。

	火災	地震	不審者
4月	児童・職員	児童・職員	職員
5月	児童・職員	児童・職員	児童・職員
6月		児童	
7月	移動防災教室(児童)★		
8月	児童		児童
9月		児童	
10月	児童		
11月	児童・職員★		
12月		起震車体験(児童)★	職員★
1月	児童		
2月		児童	
3月		児童	児童

★関係機関による訓練

4) 衛生管理

(1) 衛生管理チェックシートに基づき、施設・設備の維持管理を日・月・年単位で行う。

調理関係	使用前に消毒などを行う。
遊具の消毒	定期的アルコール消毒を行う。
感染症、伝染病等	熱中症、ノロウイルスなどに対処法の職員教育を行う。

(2) 食品の管理

食品の賞味期限の管理は、マニュアルに基づき、複数の支援員で確認をして提供をする。定期的に食品の在庫管理を徹底する。4月に食品の管理について、マニュアルの確認を全支援員で行う。

5) 安全計画、各種マニュアルの改定

安全計画を昨今の事案や日々の活動にて発生した事案を顧みて見直しを行う。また、法人で作成している衛生管理マニュアルを改定する。

7. 地域との交流・貢献

1) 交流・合同行事

オンラインを活用し法人内学童保育クラブ合同高学年会議を開き、北地区・南地区の合同行事を企画する。また、運営主体が異なる他クラブとの交流をすすめる。

2) 地域との交流を目的とした行事の実施

(1) 地域の自治会等や、地域での子どもの安全と健やかな成長を願う団体と、行事を通して交流を図る。

- (2) 学童保育に在籍する子どもと地域の子どもの交流を目的に、地域開排行事などの取り組みを実施する。
- (3) 近隣保育園等、福祉施設との交流の機会を設ける。

3) 市内業者との契約

- (1) 施設維持・修繕等は緊急時の対応やその後のメンテナンス等のことを考え、市内業者との契約を基本とし、市内業者の一覧表を基に依頼する。物品、消耗品は、市内の文具店を代理店としたWEBサイトで購入する。
- (2) 町田市シルバー人材センターに施設清掃、交通安全見守り等を依頼する。
- (3) 長期休みのお弁当注文は、学童保育クラブ周辺の店舗、特に市内の障がい者施設を活用し、児童が地域のことを知る機会とする。

8. 保護者支援

1) 個別の家庭支援

- (1) 個人面談
子どもの成長を伝える機会として、年1回以上、全家庭を対象に実施する。支援員と保護者の信頼関係づくりに重点をおいて、個別支援を行う。実施にあたっては、保護者が方法（対面・オンライン）を選べるようにする。
- (2) 懇談会
保護者同士が悩みや相談ができるよう、学年別やグループ別などに分けて保護者からテーマを募るなど身近なことについて気軽に相談しあえるよう支援する。参加者が少ないクラブは理由を分析し、参加しやすい環境を検討する。
- (3) その他
オンラインを活用した行事、懇談会、個人面談を実施する際には、保護者に手順書を配布し、テスト期間を設ける等の配慮をする。

2) 保育参加

保護者が保育を体験しながら、我が子だけでなく日頃の子どもの様子を知る機会として保育参加を実施する。多くの方に参加していただけるよう、子どもたちの作品展コーナーを設置するなど工夫しながら年間を通じて実施する。また、保護者が学校を訪れる機会に合わせて実施する等、学童保育クラブに気軽に足を運べる環境を作る。

3) 保護者会支援

子育てを通じて保護者同士が繋がり協力しあえる関係になるよう、保護者が活動に参加する機会を保護者会役員と相談しながら設ける。保護者会活動を通じて「我が子の成長が感じられる」「我が子の友達と触れ合うことができる」を軸に、保護者会活動が円滑に進むよう協力する。また、子どもたちを真ん中に保護者と支援員が手を取り合い、学童保育クラブの充実のための協働をすすめる。

4) 退会した児童と家庭への子育て支援

- (1) 退会した児童の保護者から寄せられる、子育てに関する相談を必要に応じて行う。
- (2) ロケットキッズの案内と合わせて、クラブ情報を発信する。
- (3) 学童保育クラブを卒会した中学生を対象にボランティアを受け入れる。
- (4) 学童保育クラブで実施される行事等において、退会した児童との交流を図る。

9. その他

1) 利用者アンケート

9月に各クラブ保護者に対し満足度調査を行う。調査方法はウェブもしくは紙媒体での回答とし回収率を上げる。また、アンケート結果を分析し役員会等でご意見をいただき、施設運営・保育の質の向上をめざす。アンケート結果および改善策については、12月までに保護者へ報告する。

2) 放課後児童クラブ自己チェックリストの活用

学童保育クラブ事業内容について年に一度、放課後児童クラブ自己チェックリストを用いて、各クラブにて振り返る。その後、全学童保育クラブで法人としての検討を行い、事業内容向上に向けた取り組みに努める。

3) 業務改善

業務改善プロジェクトを立ち上げ、現状の把握や業務内容、業務量を洗い出し、見直しや改善を進める。

- (1) DX 推進の一環として、セキュリティに十分な配慮をした上で各クラブの教材等をデータ化し、クラウドにて情報共有することにより業務効率化を図る。
- (2) ペーパーレス化
書類の保存用ファイルや提出書類を見直し、データによる管理・提出を進める。
- (3) 各種書類のフォームの見直し
- (4) 児童の入退室システムの活用
夏休み明けより順次おたよりやお知らせをデジタル配信し、保護者の手元にスムーズに情報が届くようにする。また、懇談会の出欠等のアンケートの提出も可能となるように整備を進める。
- (5) ハンコレス（脱ハンコ）の実行
ハンコが必要な書類、ハンコに代わる処理で十分な書類、ハンコが必要な書類を分類し、ハンコに代わる処理で十分な書類のうち、現在使用中のクラウド勤怠管理システムでの電子承認が可能なものについては、順次切り替えを行う。

4) ボランティア等の受入れ

- (1) 近隣大学や、市民活動のコーディネーター、ボランティアセンター等と連携を図り、ボランティア受け入れの拡大を進める。受け入れにより、外部の方から見た視点を取り入れ、施設運営のあり方の見直しを進める。
- (2) 中学生や高校生の職場体験、実習等、玉川大学よりインターンシップの受け入れを行う。
- (3) 町田ボランティアセンターの「夏ボラ」に登録し、受け入れを行う。